

令和3年2月8日

湯村自動車学校からの緊急のお知らせ（続報2）

令和3年1月7日（木）に政府より発出された1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）及び令和3年1月13日（水）に政府より追加発出された2府5県（大阪・京都・兵庫・愛知・岐阜・栃木・福岡）への「緊急事態宣言」に伴い、本県（山梨）の知事より1都3県及び追加された2府5県への往来自粛要請が発出されました。また、それ以外の移動先についても感染状況を踏まえて慎重に判断するよう要請がありました。

これを受け、この1都3県及び追加の2府5県、または感染が多い地域から本県に帰省またはその地域に外出された方は、本県に戻られてから2週間を経たからの教習等（入校・検定・講習を含む）とさせて頂いておりましたが、令和3年2月2日（火）に政府より栃木県のみ「緊急事態宣言」を解除し、それ以外の地域については期間を延長することが決定されました。これを受け本県より栃木県に対しての往来自粛協力要請が解除されましたので上記、当社利用制限規定から栃木県を除外させて頂きます。

尚、教習等を受けられる2週間前に体調不良・異常（発熱、風邪症状、嘔吐、下痢、倦怠感、味覚・嗅覚の異常等）があった場合には、来校を控えて下さい。くれぐれも対象地域への外出は控えるとともに外出された場合には、ご申告の程よろしくお願い申し上げます。この件に対する予約変更は可能な限り対応させて頂きませんが、スケジュールが大幅に遅れることが予測できますので、あらかじめご理解とご了承を賜りますようお願い致します。